

みせ税理士
の

相続相談手帖 第6話

Q 私（仮名：刈谷、63歳）は奈良市で貸家と駐車場経営を長年行っています。今、マスコミ等では**相続税の基礎控除が縮小され増税になる**と報道されています。私の願いは、私の家族（妻と長男、長女）が、円満な相続を実現し、相続税の納税に困らないことです。

今からできる対策があれば教えてください

A 生命保険の活用

今回の税制改正は、相続税の基礎控除額が大幅に縮小され、実際に相続税を支払う人が増加すると見込まれます。さらに、**相続税は現金一括納付**です。相続財産に現金が少なければ、納税が困難になります。

生命保険は**遺族に確実に現金を残せる**と同時に、**基礎控除額とは別に非課税枠を使える**ため、**節税対策につながります**。生命保険を活用したメリットを下記にまとめてみました。

『保険を相続対策に活用するメリット』

メリット	内容
非課税枠の特典	保険金は500万円×法定相続人の数が非課税
現金の確保	遺族の納税資金や生活資金になる
法定相続人以外にも財産を渡せる	「孫」など法定相続人以外にも財産を遺すことが可能
相続放棄した人にも財産を渡せる	相続放棄をしても、保険金を受け取ることが可能
遺産分割協議の対象とならない	相続人間の協議なしで、保険金を受け取ることができる

（刈谷様の活用例）

法定相続人が3名（妻、長男、長女）ですので、

非課税枠は 500万円×3名 = **1,500万円**となります。つまり、死亡により受け取る保険金額が1,500万円以内であれば、相続財産に加算する必要がないということです。

“保険”は単なる保障ではありません。
有効に活用すれば、相続において十分に魅力ある対策になります。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

無料相談
受付中